

参考資料

都市計画道路の見直しについて

これは、都市計画道路見直し方針（素案）についてのパブリックコメント（意見募集）に関する参考資料です。

この資料の内容は、意見募集の対象ではありません。

高崎市 都市整備部 都市計画課

都市計画道路の見直し方針（素案）について

■都市計画道路とは

都市計画道路は、円滑な都市活動を支えるとともに、市街地の骨格を形成し都市の貴重な空間となる根幹的施設であり、都市計画法に基づいて決定される道路です。

■都市計画道路の分類

① 自動車専用道路

高速道路など専ら自動車の交通の用に供する道路
例：北関東自動車道



② 幹線街路

都市の骨格を形成する道路
例：西毛広域幹線道路、高前幹線



③ 区画街路

地区における宅地の利用に供するための道路
例：江木上大類線、上大類高関線、貝沢線、中通り線



④ 特殊街路（歩行者、自転車専用道）

専ら歩行者、自転車又は自転車及び歩行者の
それぞれの交通の用に供する道路
例：ペデストリアンデッキ、サイクリングロード



■都市計画道路に求められる機能

交通機能

- 自動車の円滑な通行
- 人・自転車の安全な通行
- 沿道の利用促進
- 都市間の連携
- 観光地へのアクセス

空間機能

- 癒しや憩いの場
- 良好な景観の形成
- 延焼防止
- ライフルインの収容空間
- 避難路・救援路の確保

市街地形成機能

- 都市の骨格、軸の形成
- まとまりある街区形成
- 地域・文化活動の場

都市計画道路の見直し方針（素案）について

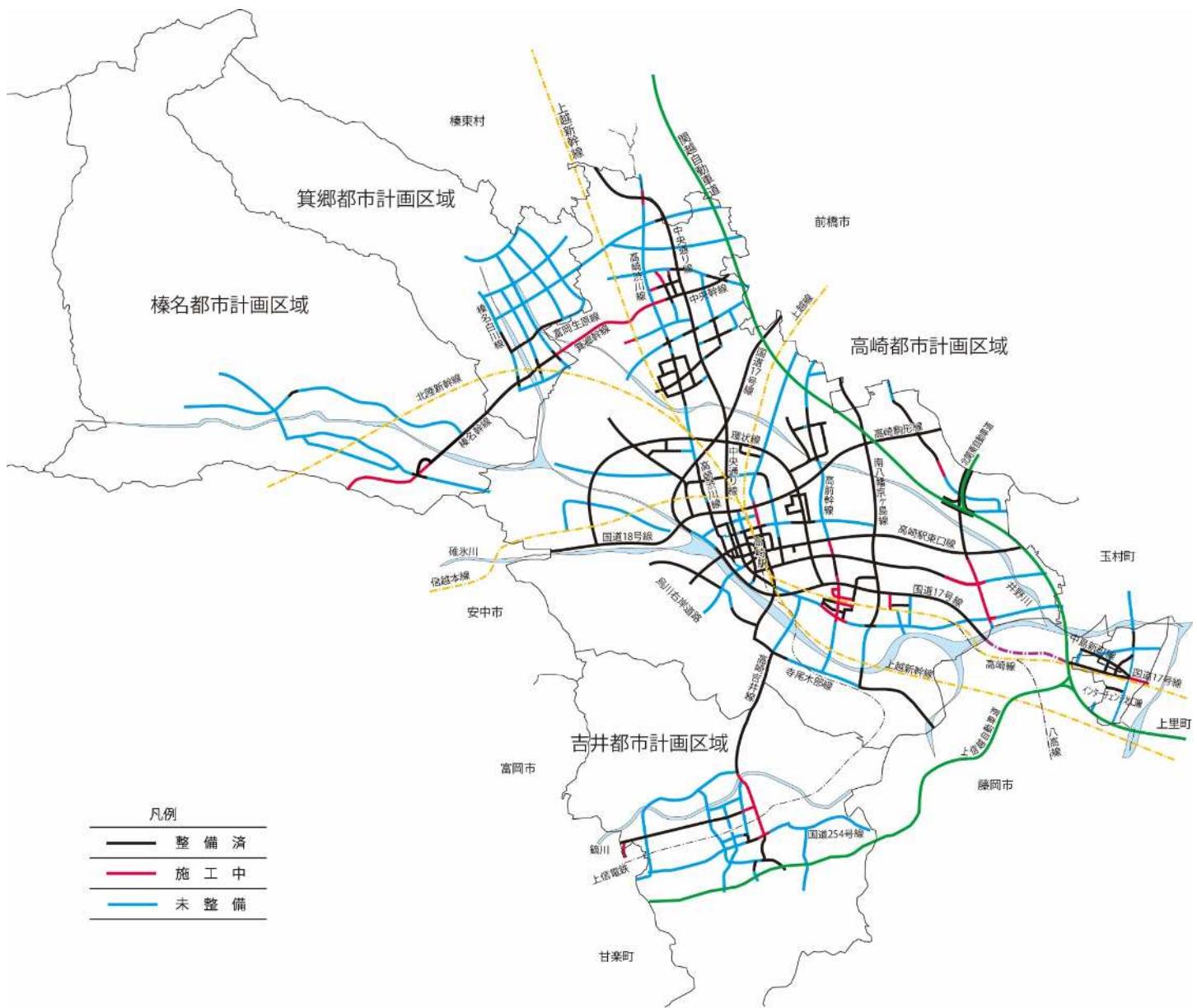
■都市計画道路の整備状況

高崎市の都市計画道路は、昭和11年に高崎駅西口線をはじめとする12路線が決定され、その後高度経済成長による市街地の拡大や自動車交通量の増大、市町村合併による市域の拡大を経て、現在は132路線、総延長314.5kmが都市計画決定されています。

都市計画道路の整備状況

(单位: m)

道路の区分	計画延長	整備済延長	事業中延長	未着手延長	整備率
自動車専用道路	1,150	1,150	0	0	100.0%
幹線街路	301,220	147,885	22,630	130,705	49.1%
区画街路	3,280	3,195	0	85	97.4%
特殊街路	8,870	8,410	138	322	94.8%
合計	314,520	160,640	22,768	131,112	51.1%



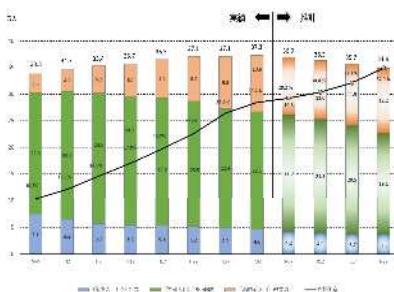
都市計画道路の見直し方針（素案）について

■なぜ見直しするの？

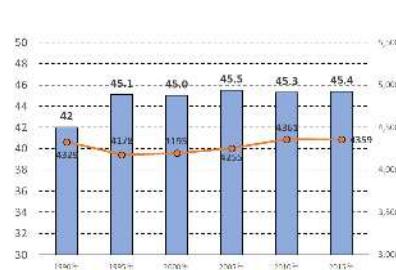
社会情勢の変化

高度経済成長からバブル経済の崩壊を経て、少子高齢化の進行等、社会経済情勢が大きく変化している中で、都市計画道路に求められる機能や役割も都市計画決定時とは変化が生じています。

人口（年齢3階層別）・高齢化率の推移



人口集中地区の推移



民生費・土木費の推移



人口減少や人口構成の変化に対応し、限られた財源で最大の効果を発揮する道路整備が必要となっています。

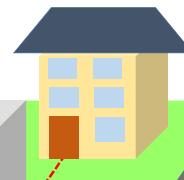
都市計画法による建築制限

都市計画道路の区域内に建築物を建てる場合は、高崎市長の許可が必要になり一定の制限が課されます。

都市計画法第53条 許可の条件

- ① 2階以下で、かつ地下階を有しないこと
 - ② 主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造等であること
- ※①と②の両方を満たさない建築物は建てられません

木造3階建てや
地下階を有する建物、
鉄筋コンクリート造等



×建築できません

木造2階建て

許可が必要

現道路幅
都市計画道路幅

都市計画道路の見直し

将来に渡って持続可能なまちづくりを効果的かつ戦略的に進めるため、未整備となっている都市計画道路において、その役割や必要性を再検証し、新たな道路ネットワークを構築していきます。

都市計画道路の見直し方針（素案）について

■見直しの手順

都市計画道路の見直しにあたっては、群馬県国土整備部都市計画課発行の「都市計画ガイドライン（都市計画道路の見直し編）（平成29年3月）」に基づき行います。

